

改 正 後	改 正 前
<p>個⑥036 試験研究費の額が増加した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】</p> <p style="text-align: center;"><b>試験研究費の額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書</b></p> <p>この明細書は、青色申告者が平成18年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条第1項に規定する試験研究費の額が増加した場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。</p> <p>この明細書は、試験研究費の額が増加した場合等の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要項</p> <p>(1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額（試験研究費に充てるための他の者から支払を受けた金額を控除した額。以下同じ。）を記載します。</p> <p>(2) 「③」欄には、前2年以内の各年のうちに事業を開始した場合には「3又は」「前5年以内の各年分⑫」欄の数が3以上の場合には「又は年分数」を消して記載します。</p> <p>(3) 「⑥」欄には、次の算式により計算した額を記載します。</p> $\frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}}$ <p>(注) 1 上記算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、旧措法第10条から第10条の7までの所得税額の特別控除、住宅借入金等特別控除（措法41）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）及び外国税額控除（所法95）の規定を適用しないで計算した額です。</p> <p>2 上記算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。</p> <p>(4) 「⑯」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額のうちに特別試験研究費の額がある場合に、その特別試験研究費の内容及び特別試験研究費の額を記載します。</p> <p>(注) 3 特別試験研究費の額が平成18年改正前の租税特別措置法施行令第5条の3第14項第1号、第2号、第5号に掲げる試験研究に係るものであるときには、平成18年改正前の租税特別措置法施行規則第5条の6第1項、第5項に定めるところによる証明書の添付が必要となります。</p> <p>2 提出先</p> <p>納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文</p> <p>旧措法第10条（この制度は平成18年分をもって廃止されました。）、平成18年改正措法附則第79条</p>	<p>個⑥036 試験研究費の額が増加した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書【裏面】</p> <p style="text-align: center;"><b>試験研究費の額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書</b></p> <p>この明細書は、青色申告者が平成18年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条第1項に規定する試験研究費の額が増加した場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。</p> <p>この明細書は、試験研究費の額が増加した場合等の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要項</p> <p>(1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額（試験研究費に充てるための他の者から支払を受けた金額を控除した額。以下同じ。）を記載します。</p> <p>(2) 「③」欄には、前2年以内の各年のうちに事業を開始した場合には「3又は」「前5年以内の各年分⑫」欄の数が3以上の場合には「又は年分数」を消して記載します。</p> <p>(3) 「⑯」欄には、次の算式により計算した額を記載します。</p> $\frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}}$ <p>(注) 1 上記算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、旧措法第10条、租税特別措置法第10条から第10条の7までの所得税額の特別控除、住宅借入金等特別控除（措法41）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）及び外国税額控除（所法95）の規定を適用しないで計算した額です。</p> <p>2 上記算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。</p> <p>(4) 「⑯」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額のうちに特別試験研究費の額がある場合に、その特別試験研究費の内容及び特別試験研究費の額を記載します。</p> <p>(注) 3 特別試験研究費の額が平成18年改正前の租税特別措置法施行令第5条の3第14項第1号、第2号、第5号に掲げる試験研究に係るものであるときには、平成18年改正前の租税特別措置法施行規則第5条の6第1項、第5項に定めるところによる証明書の添付が必要となります。</p> <p>2 提出先</p> <p>納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文</p> <p>旧措法第10条（この制度は平成18年分をもって廃止されました。）、平成18年改正措法附則第79条</p>